

特定非営利活動法人ぴいかあぶう
身体拘束等の適正化の指針

1. 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

- ・利用者一人ひとりにも様々な障害特性があり、職員全員がその障害特性を理解し、身体拘束を安易に使用することなく支援を行う。
- ・「緊急やむを得ない場合」を除いて、身体拘束の防止に努める。

(1) 身体拘束に該当すると考えられている行為

- ・車椅子やベッド等に縛り付ける
- ・手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋をつける
- ・行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ・支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する
- ・行動を落ち着かせるために、自分の意思で開ける事の出来ない居室等に隔離する
- ・送迎車内で、チャイルドシート等のシートベルトを装着する際、安全確保の為カラビナ等を使用する

(2) 身体拘束の具体例

- ・自傷、他傷行為があった時に、その行動を抑制する場合
- ・屋内での活動時にパニック・発作等で身体を抑える場合
- ・屋外移動時に、パニック・発作等で身体を抑える場合
- ・食事、排尿、排泄介助時に身体を抑える場合
- ・手洗い、うがい、手先の消毒、歯磨き時等で身体を抑える場合
- ・クールダウンの為に、閉鎖した部屋で対応する場合
- ・被服や身の回りの物を着脱する時に、身体を抑える場合
- ・送迎車内でのカラビナ等使用の場合

(3) 緊急やむを得ない場合に行う身体拘束（身体拘束の3つの要件）

- ・切迫性…利用者本人又は他の利用者の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ・非代替性…身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- ・一時性…身体拘束その他の行動制限が一時的であること

2. 身体拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

- ・身体拘束適正化検討委員会を設置し、利用者の身体拘束防止に取り組む。
- ・虐待防止委員会と一体的に設置・運営するため、管理者、児童発達管理責任者、虐待防止

マネージャーを構成員とする。

- ・年に1回以上開催する。

- ・身体拘束適正化検討委員会は以下のことについて協議する。

- (1) 身体拘束等の適正化のための指針の整備に関する事

- (2) 身体拘束等の適正化のための職員研修の内容に関する事

- (3) 身体拘束等について、職員が相談・報告できる体制整備に関する事

- (4) 職員が身体拘束等を行なった場合に、市町村等への相談・報告が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事

- (5) 身体拘束等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事

- (6) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事

3. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

- ・研修は、年1回以上行う。また、新規採用時に研修を実施する。

- ・研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し保存する。

4. 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針

身体拘束等の事案については、その全ての案件を身体拘束適正化検討委員会に報告する。

5. 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

身体拘束等を行わないことが、原則であるが、利用者又は他の利用者の生命、身体を守るために、緊急やむを得ない場合に行う3つ要件（切迫性・非代替性・一時）を満たした上で以下の対応を行う。

(ア) 身体拘束適正化検討委員会の実施

事例に関して、上記の3つの要件を満たしているのかを確認し、身体拘束の理由、方法、時間及び実施期間について協議する。

(イ) 利用者本人及び家族等に対する説明

利用者の人権を尊重し、安心してサービスを利用して頂くため、サービス契約時に事業所の方針を説明する。緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、速やかに家族等に連絡し、承諾を得る。

(ウ) 記録と再検討

身体拘束を行った場合、すべて記録として残す。実施期間終了後に身体拘束を継続するか否かを検討し、継続する場合は、再度家族等に継続の理由などを説明し、承諾を得る。

(エ) 身体拘束の解除

利用者本人の状況の変化や支援の改善等により、身体拘束が不要になった場合は、速やかに身体拘束を解除する。身体拘束の解除に当たっては、家族等に解除の理由などを説明し、承諾を得る。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができる。また、当法人HPにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とする。

7. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

法人内研修のほか、外部機関により提供される身体拘束等の適正化に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図る。

<附則>

この指針は、令和5年2月1日から施行する。